

県産木材を利用した木造住宅の建築費用の一部を支援します

(1回目)

～佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業～



「一般社団法人佐賀県木材協会では、県の補助を受けて県産木材をふんだんに利用した民間木造住宅の木造化を応援するために、県内に新築住宅を建築・購入を予定している施主（個人）様に建築費用の一部を助成する事業を実施しています。ふるってご応募ください。」

○助成の対象となる住宅

- ・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する住宅の建築主とする。
- (1) 県内に自らまたは家族が居住するために新築する一戸建ての木造住宅であること。
- (2) 構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎杭を除く。）の内、土台、大引、柱、横架材（桁、梁類）、斜材（筋かい、火打材類）、小屋組の部分の木材使用量のうち、県産木材を体積比で60%以上使用すること。かつ、外装又は内装に県産木材を10㎡以上使用すること。
- (3) 「佐賀県産木材」地産地消の応援団に認定されている大工・工務店が建設する木造住宅であること。
- (4) 使用する木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。
- (5) 補助対象の住宅に申込みをした年度の12月末までに完成する住宅であること。
- (6) さがの木の住まいコンクールに応募する住宅であること。
- (7) 県税に未納がないこと。

○募集期間や補助金の金額(戸数等)

募集期間：平成29年6月12日～平成29年7月31日
受付場所：一般社団法人佐賀県木材協会
受付時間：9時～17時（土日祝日は除く。）
募集戸数：15棟（応募多数の場合は抽選をします。）
助成金額：500千円/棟



※手続きに必要な書類については、募集要領をご覧ください。



【問い合わせ先】 一般社団法人佐賀県木材協会

TEL：0952-23-6181